

報道発表



令和3年12月24日

「文化財の匠プロジェクト」の決定について

文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画（令和4年度～令和8年度）として、「文化財の匠プロジェクト」を大臣決定しましたので、お知らせいたします。

【概要】

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、（１）修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と（２）計画的な保存・継承の取組を推進するため、5か年計画（令和4年度～令和8年度）を策定。
- 以下を重点的な取組内容として、今後推進。
 - ①文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保（生産支援分野の拡大 等）
 - ②文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備（選定保存技術保持者・保存団体の拡大、後継者の研修に必要な経費の措置、「修理調査員（仮称）」の配置、「文化財修理センター（仮称）」の設置に向けた検討 等）
 - ③文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保（各文化財類型に応じた事業規模の確保、防火・耐震対策の推進 等）
- 制度的措置を含めたさらなる対応策について、審議会において引き続き検討し、令和4年5月を目途に中間取りまとめ、同年末までに成案を得る。

<担当>

- （全体について）文化庁文化資源活用課

課長：篠田 智志（内線 2859）

課長補佐：長谷川 智（内線 4888）

係長：田中 宏明（内線 2862）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2864（直通）

E-mail：shigen@mext.go.jp

- （上記①、②の個別施策について）文化庁文化財第一課

課長：鍋島 豊（内線 2884）

課長補佐：山田 隆志（内線 2933）

係長：土橋 廉（内線 4835）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-3154（直通）

E-mail：bunkazai1@mext.go.jp

1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、**(1) 修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と (2) 計画的な保存・継承の取組**を推進するため、**5か年計画**（令和4年度～令和8年度）を策定。

4. 重点的な取組内容

(1) 文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の**生産支援の拡大**
： **5分野（R3）→25分野（R8）**
- 関係省庁との連携
： 刑事施設と連携した原材料生産（法務省）、「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保（総務省）、国有林野事業と連携した資材の確保・育成（林野庁）等

(2) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- 後継者養成を課題とする保存技術について選定保存技術**保持者・保存団体の拡大**
： **58人34団体（R3）→80人47団体（R8）**
- 後継者が一人前になるまでの**研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置**
： **現状（110万円）に100万円を追加**
- 文化財の保存に関わる人材について、社会的認知を向上させる取組を検討
- 「**修理調査員（仮称）**」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化
： **30人（R4）**
- 国立の「**文化財修理センター（仮称）**」の設置に向けた検討を順次推進
： **調査研究（R4）→調査研究を踏まえた検討（R8）**

(3) 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- 各文化財類型に応じ、**必要な事業規模を漸次確保**

年間修理事業件数 (予算ベース)	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物（木造）	137件	161件	建造物(木造)：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ
			適正な修理周期に基づく年間修理件数
			建造物：維持修理30年、根本修理150年
			美術工芸品：概ね50～100年（材質による）
			史跡等整備：概ね30年

- **防火・耐震対策の推進**
： **防火：27件（R3）→147件（R8）**
： **耐震：38件（R3）→169件（R8）** ※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）
- 寄付等も含めた文化財修理等に係る**多様な資金調達の促進**

5. さらなる対応策の検討

- 制度的措置を含めた対応策について、**審議会において引き続き検討**。
- 特に、入札契約制度や技術者の認定制度を含めた現行制度の見直し、用具や原材料等の安定確保、多様な資金調達を促進する仕組みを含めた持続可能な文化財保存の在り方について、**令和4年5月を目途に中間取りまとめ**、同年末までに成案を得る。

文化財の匠プロジェクト

令和3年12月24日

文部科学大臣決定

1. 趣旨

我が国の文化財は、国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産であり、文化財を適切に保存し確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。また、文化財は、魅力あふれる地域づくりの礎となり、地域の活性化に寄与するものであり、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承することが必要である。

文化財を未来へ継承していく技は、令和2年に「伝統建築工匠の技」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、世界でも高く評価されている一方で、その担い手は高齢化が進み、後継者の不在による技術断絶の危機に瀕している。こうした技は、有形・無形の文化財の確実な継承のためには不可欠かつ代替不可能なものであり、文化財修理等に係る専門的な人材を継続的に確保し、社会全体で支えていく体制づくりが急務となっている。

また、有形の文化財は、経年による劣化が避けられないことから、その保存に当たっては、適正な周期で修理を行うことが必要であるが、近年の総事業量の増加等により修理が遅れ、滅失・毀損など価値喪失の危機にあるものが出てきている。文化財の継承には、無形の文化財も含め特別な用具や種々の原材料が不可欠であるものの、修理技術者同様、生産者の高齢化や減少等により、入手困難となっている。文化財は、一度壊れたり、途絶えたりしてしまえば取り返しのつかないものであり、現代を生きる世代だけでなく、連綿と続く未来の世代に渡って、文化財の魅力や価値を享受し続けることができるようにするためにも、文化財の保存・継承に携わる人材の養成や事業量の確保を計画的に推進する必要がある。

こうしたことを踏まえ、文化財の持続可能な保存体制の構築を図るため、「文化財の匠プロジェクト」を策定し、修理技術者等の確保から文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料の生産までを含めた一体的な体制の整備と計画的な修理等の取組を推進していくこととする。

2. 計画期間

本計画の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年（※）とする。

（※令和3年度に一部前倒しして実施する場合は、その期間を含む。）

3. 基本的な考え方

（1）持続可能な保存・継承体制の構築を図るための総合的な支援

文化財の保存・継承に係る取組を持続可能なものとするため、文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料のうち、担い手・後継者確保の課題が深刻なものについて、最終消費者（川下）である修理技術者や無形の文化財の保持者、保持団体等から原材料生産者（川上）までの供給連鎖の状況を踏まえ、生産支援を図

るとともに、将来にわたって安定的に確保するための制度的な仕組みについて検討を行う。

文化財の保存・継承に欠くことのできない修理技術や用具・原材料の製作技術等について、選定保存技術として選定し、担い手の認定拡大と後継者養成を支援する。また、担い手自身が、自らの仕事が文化財保護に貢献しているとの認識を持てるようにするとともに、広く後継者・支援者の輪を広げられるよう、これらの技術や担い手の社会的認知を向上させる取組も併せて検討する。

文化財の修理技術や用具・原材料の調査・確保・支援、文化財の修理事件への十分な対応ができる体制を整備するため、文化庁に「修理調査員（仮称）」を配置するとともに、「文化財修理センター（仮称）」の設置に向けた具体的な検討を進め、美術工芸品修理等の拠点整備を目指す。

（２）修理周期の適正化と事業規模の確保

文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うため、次の区分に応じた周期（以下「適正な修理周期」という。）で修理を実施することを前提として、計画期間の最終年度までに必要な事業規模を漸次確保することを目指す。

- ・ 建造物（木造）・・・維持修理：30 年周期、根本修理：150 年周期
- ・ 美術工芸品・・・応急修理：10 年周期、本格修理：50～100 年周期
- ・ 史跡・名勝（以下「史跡等」という。）・・・概ね 30 年周期

また、文化財の防火・耐震対策を推進するとともに、事業規模の確保につなげるため、寄付を含め多様な資金調達を促進する仕組みを検討し、文化財の保存と活用の好循環の構築を図る。

4. 重点的な取組内容

（１）文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

（用具・原材料の生産支援の拡大）

- ・ 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料について、品目ごとに、その生産状況や生産者の実態把握を進める。その上で、最終消費者である修理技術者や製作者、実演家に至るまでの供給連鎖の状況も踏まえつつ、後継者養成等のための即効性のある支援措置として、生産支援の支援分野を順次拡大（5 分野（令和 3 年度）→25 分野（令和 8 年度））することを目指す。また、それら用具・原材料の将来的な安定供給に向け、品目の指定なども含め、制度的な措置の検討を進め、安定生産につなげる。

（関係省庁との連携）

- ・ 刑事施設との連携による原材料生産（法務省）や、「地域おこし協力隊」の枠組を活用した後継者確保（総務省）、国有林野事業と連携した伝統木造建造物の資材の確保・育成（林野庁）など、関係省庁の施策と連携した取組を検討・推進する。

（２）文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

（選定保存技術保持者・保存団体の拡大）

- ・後継者養成に課題のある文化財保存技術について、支援分野の拡大及び確実な技術継承の担保の観点から「選定保存技術」保持者・保存団体の認定を拡大（58 人 34 団体（令和３年度）→80 人 47 団体（令和８年度））することを目指すとともに、後継者が一人前になるまでの研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置することにより、後継者養成の安定的な機会確保を図る。
- ・選定保存技術保持者・保存団体を含む文化財の保存に関わる人材について、社会的認知を向上させる取組を検討する。

（修理調査員の文化庁配置による体制強化）

- ・美術工芸品等の修理技術や用具・原材料の確保に関する調査研究や後継者養成の方針作成などを行う者を令和４年度から「修理調査員（仮称）」（文化庁非常勤職員）として 30 人配置し、文化財修理等に係る人的体制の強化を図る。

（国立の文化財修理センター（仮称）の設置）

- ・美術工芸品の修理技術、用具・原材料生産に関する課題及び美術工芸品の修理拠点として整備された京都国立博物館文化財保存修理所の老朽化・修理スペース不足などの課題に対応するため、用具・原材料に係る調査研究、修理技術者の人材養成、情報発信などの機能を有する「文化財修理センター（仮称）」を京都に設置することを目指す。令和４年度は整備に向けた調査研究に着手することとし、事業化に向けた検討を順次進める。

（３）文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

（建造物）

- ・伝統的な木造建造物について、適正な修理周期での修理を実施し、国内外の幅広い者が文化財としての価値を享受できるよう、国宝・重要文化財（建造物）について、年間 161 件の修理が可能となる事業規模を確保することを目指す。具体的には、建物の機能を健全に維持するために行う維持修理を年間 94 件程度、建物の主要構造部材が破損している場合に補修・補強を行い健全な状態に回復させる根本修理を年間 54 件程度、高度な専門的調査を必要とする国宝等の建造物や長期又は特殊な技法による修復が必要な建造物の修理である特殊修理を年間 13 件程度実施することを目指すし、令和８年度までに必要な事業規模を漸次確保する。

（美術工芸品）

- ・美術工芸品は、取り扱いに不具合が生じた場合に行う応急修理（10 年周期）と、全体の補強を行う本格修理（50～100 年周期）を適切に行うことが必要である。しかし、適正な修理周期による修理を施すことができないことから文化財としての価値そのものが低下しかねないほど損傷が進んでいる事例がある。このため、国宝・重要文化財（美術工芸品）について、令和８年度までに必要な事業規模（年間 280 件）を漸次確保し、適正な修理周期への回復を目指す。

(史跡等)

- ・史跡等について、我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するために必要な整備が可能となる事業規模を確保する。具体的には、年間 495 件の整備事業の実施を目指し、令和 8 年度までに必要な事業費を漸次確保する。また、整備計画期間の延長案件が累積している現状（令和 3 年度において 114 件）に鑑み、累積事案の早期解消に向け、安全確保のための緊急性や文化観光資源としての重要性の観点を踏まえて着実に事業を推進する。

(防火・耐震対策の推進)

- ・「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）及び「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」（令和元年 12 月 23 日文科科学大臣決定）に基づき、不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される重要文化財（建造物）236 件を対象として防火対策を進め、令和 6 年度までには世界遺産・国宝の進捗率 100%（103 件）を実現し、令和 2 年度から令和 8 年度までに累積して 147 件の完了を目指す。
- ・耐震対策については、不特定多数の者が立ち入る国宝・重要文化財（建造物）で緊急性が高い 207 箇所の対策を早急に進め、耐震診断を令和 7 年度までに着手率 50%を実現し、令和 2 年度から令和 8 年度までに累積して 169 件の着手を目指す。また、耐震診断後、耐震対策工事（耐震補強工事・免震工事）を毎年 20 件～28 件程度実施することを目指す。

(文化財修理等に係る多様な資金調達の促進)

- ・文化財の保存・活用に係る多様な資金調達を促進すべく、クラウドファンディング、ふるさと納税や企業版ふるさと納税等の活用を含め、文化財の保存・活用に向けた寄附を一層促進するための仕組みなどを検討し、事業規模の確保につなげる。
- ・民間資金の活用を含めた取組等により、地域振興や観光など文化財の活用に伴う文化関係収入を次の保存修理費に役立てるなど、地域の中核となる文化財の戦略的な保存と活用の好循環形成を図る。

5. さらなる対応策の検討

文化財の確実な継承のための制度的措置を含めた対応策については、文化審議会文化財分科会企画調査会を中心に調査・審議を行っているところであり、引き続き検討を進めていく。特に、安定した仕事量確保のための入札契約制度の見直しや、技術者の認定制度を含めた文化財の保存技術や技能の継承等に係る現行制度の見直し、用具や原材料等の安定確保のための制度的対応、多様な資金調達を促進する仕組みを含めた持続可能な文化財保存の在り方については、令和 4 年 5 月を目途に中間的な取りまとめを行い、令和 4 年末までに成案を得て、本プロジェクトの充実を図る。

(別紙) 4. 重点的な取組に係る現状と5か年の成果イメージ

項目	現状（令和3年度時点）	目標（令和8年度末時点）
（1）文化財修理のための用具・原材料の確保		
用具・原材料の生産支援の拡大	5分野	25分野
（2）文化財の修理技術者等の養成と修理場の確保		
選定保存技術保持者・保存団体の拡大	保持者 58人 保存団体 34団体	保持者 80人 保存団体 47団体
後継者支援（研修経費）	—	17分野 必要に応じて他分野にも拡大
修理調査員の文化庁配置による体制強化	—	30人（令和4年度） 必要に応じて他分野にも拡大
国立の文化財修理センター（仮称）の設置	—	整備に向けた調査研究（令和4年度） 調査研究を踏まえて検討
（3）文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保		
建造物（木造）	137件（年間修理件数）	161件
美術工芸品	200件（年間修理件数）	280件
史跡等	308件（年間整備件数）	495件
防火対策（建造物）	27件（整備完了数）	147件
耐震対策	38件（累積着手数）	169件

(参考) 関係予算
※文化庁予算より「文化財の匠プロジェクト」
関係抜粋

「文化財の匠プロジェクト」等の推進による 文化資源の持続可能な活用の促進

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額

444億円
458億円）



※令和3年度補正予算額155億円＋令和4年度予算額(案)＝599億円

文化財を次世代へ継承するため、適切な周期での修理、修理人材の養成、材料・用具等の確保、防火・防災対策等を推進する「文化財の匠プロジェクト」を策定・実行するとともに、伝統芸能や伝統工芸等への支援の充実、世界文化遺産・日本遺産等の地域の文化資源の継承・磨き上げの支援による地域活性化を図る。

1. 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備 25,156百万円（26,728百万円） 【令和3年度補正予算額】8,907百万円

○文化財保存技術の伝承等

選定保存技術保持者・保存団体が行う伝承者養成、わざの練磨等に対する補助を行う。保持者・保存団体の拡大とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充する。

○伝統技術関連用具・原材料等調査事業

文化財の修理・継承に必要な用具・原材料に関する実態調査、及び用具・原材料等に関する流通状況の分析等を行う。

○重要文化財（美術工芸品）文化財修理の伝統技術等継承事業

文化財の修理・継承に必要な用具・原材料の確保のため、生産者が行う管理業務に対する補助等を行う。

○建造物の保存修理等

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。

○美術工芸品の保存修理等

国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。

○史跡等の保存整備・活用

史跡等の保存・活用に係る整備に対する補助を行う。

等



選定保存技術保持者
(美術工芸品鎗金具製作)



絵画・書跡の修理用具・材料



和紙の原料コウシ



＜建造物半解体修理の様子＞
重要文化財 本隆寺本堂
(京都府京都市)

2. 多様な文化遺産の公開活用の促進等

19,253百万円（19,107百万円）
【令和3年度補正予算額】6,573百万円

○無形文化財の伝承・公開

伝統芸能や伝統工芸等の重要無形文化財の保持者、保持団体等が行う伝承者養成等に対して補助等を行う。また邦楽演奏家の拡大や邦楽器製作の担い手継承を進める。

○地域文化財の総合的な活用の推進

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」等の策定、計画に基づく地域の核となる文化財の整備等の支援、世界文化遺産・日本遺産等に登録された地域の情報発信や普及啓発等の取組に対して支援を行う。

等



重要無形文化財「京舞」
各個認定保持者

文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額

25,156百万円
26,728百万円）



※令和3年度補正予算額8,907百万円＋令和4年度予算額(案)＝34,063百万円

文化財を守り継承していくため、修理等に当たる人材、用具・原材料の確保・支援と、適切な周期に沿った修理の事業規模の確保について、一体的かつ計画的な取組を推進する。**令和4年度～令和8年度の5か年計画を策定し、段階的に取り組む。**

1. 文化財の修理人材の養成と用具・原材料の確保 621百万円（548百万円）

- 文化財保存技術の伝承等 478百万円（455百万円）
選定保存技術保持者・保存団体が行う、伝承者養成、わざの練磨等に対する補助を行う。保持者・保存団体の拡大とともに、修業期間中の**後継者に対する研修経費等の支援を拡充**する。
- 伝統技術関連用具・原材料等調査事業 37百万円（29百万円）
文化財の修理・継承に必要な**用具・原材料に関する実態調査**、及び用具・原材料等に関する流通状況の分析等を行う。
- 重要文化財（美術工芸品）文化財修理の伝統技術等継承事業 61百万円（58百万円）
文化財の修理・継承に必要な用具・原材料の確保のため、**生産者が行う管理業務に対する補助**等を行う。（除草・害虫対策等）
- 美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業 20百万円（新規）
用具・原材料等の安定的な供給・使用に向けた研究や**調査記録**等を行う。
- 文化財修理センター（仮称）整備のための調査研究 20百万円（新規）
修理技術の調査、修理案件に対応する「**文化財修理センター（仮称）**」整備に向けた調査研究

等



選定保存技術保持者
（美術工芸品鋳金具製作）



和紙の原料コウゾ

2. 適切な修理周期による文化財の継承の推進 24,535百万円（26,180百万円）

（令和3年度補正予算額 8,907百万円）

- 国宝・重要文化財**建造物保存修理**強化対策事業 11,206百万円（11,497百万円）
国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。
- 国宝・重要文化財**美術工芸品保存修理**抜本強化事業 1,031百万円（1,065百万円）
国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。
- 歴史生き活き！**史跡等総合活用整備**事業 5,221百万円（5,624百万円）
史跡等の保存・活用に係る整備に対する補助を行う。
- 重要文化財等防災施設整備事業 1,763百万円（2,632百万円）
世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画を踏まえ、**文化財の防火対策、耐震対策**に係る施設整備について補助を実施。

等



絵画・書跡の修理用具・材料



＜建造物半解体修理の様子＞
重要文化財 本隆寺本堂
（京都府京都市）

事業概要

選定保存技術の保持者や保存団体等が行う伝承者養成、わざの錬磨、原材料・用具の確保、普及・啓発等を支援。

背景・課題

文化財を適切な周期で修理、整備するためには、保存技術の継承が必要。
しかし、近年、これらの保存技術の後継者が不足。**技術の断絶の危機を迎えている。**



保持者・保存団体の拡大とともに、修業期間中の**後継者に対する研修経費等の支援を拡充**することで、活動基盤の形成、後継者養成ができる環境を整え、安定した技術伝承を支援する。

補助対象事業

選定保存技術保持者や保存団体が行う、伝承者養成、わざの錬磨等に対する補助

- 選定保存技術保存団体の拡大：R3予算 **34団体** → R4予算 **35団体**
- 研修経費の拡充：修行期間中の後継者への研修経費に充てる場合に、選定保存技術保持者に対する補助額を **1百万円増額**する。**1,106千円→2,106千円**（13名分）



てすき みす
選定保存技術「表具用手漉和紙（美栖紙）」
保持者 上窪 良二 氏



かざり
選定保存技術「美術工芸品鋳金具製作」
保持者 松田 聖 氏

主な選定保存技術（美術工芸品）と後継者の有無

選定保存技術の名称	年齢	後継者の有無
漆工品修理	82	○
甲冑修理	67	×（○）
木工品修理	70	×（○）
刀装（鞘）製作修理	80	○
表具用手漉和紙（宇陀紙）製作	59	△
てすき みす 表具用手漉和紙（美栖紙）製作	77	△
表具用手漉和紙（補修紙）製作	72	△
唐紙製作	73	△
本藍染	79	○
金銀糸・平箔製作	70	△
そうこう 時代裂用綜紬製作	74	△
かざり 美術工芸品鋳金具製作	59	△
表装建具製作	76	○
はけ 表具用刷毛製作	79	○
美術工芸品保存桐箱製作	72	×（○）

平均73歳

○後継者あり、△修行期間中の後継者あり、×後継者なし、
×（○）保持者に後継者はいないが、別に後継となりうる技術者がいる 11

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和4年度予算額（案） 11,206百万円
（前年度予算額 11,497百万円）



※令和3年度補正予算額614百万円＋令和4年度予算額(案)＝ 11,821百万円

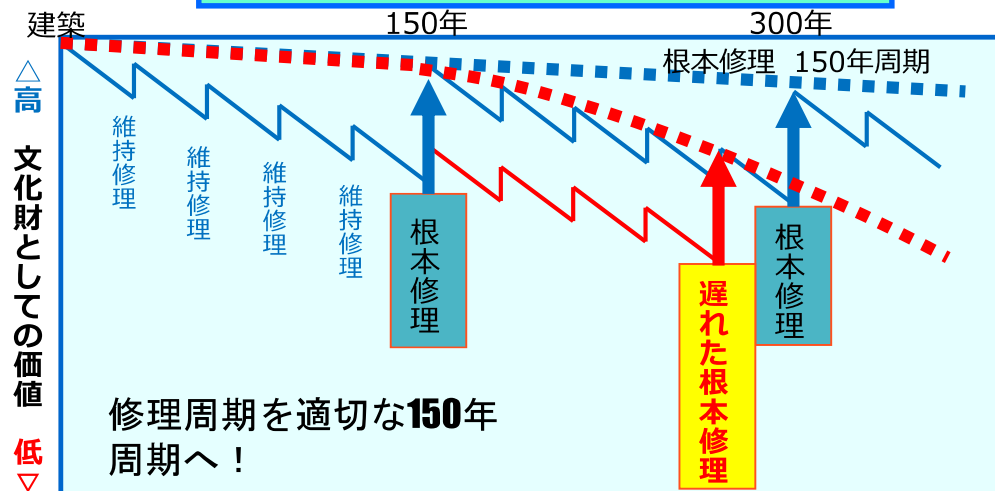
文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援する。また、修理現場の公開促進を観光振興にもつなげる。文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

（R3予算 保存修理149件、公開活用30件、環境保全18件 → R4予算 保存修理157件、先端技術活用1件、公開活用30件、環境保全18件（R3補正を含む。））

文化財修理の抜本的強化

- 国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。
- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



※伊原恵司氏（文建協調査室長）の研究論文(1990.8)による

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



修理現場公開の様子
本隆寺本堂（京都府）



パンフレット等
による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



勝興寺本堂
バリアフリー整備
スロープの設置
（富山県）



門司港駅（旧門司駅）本屋
展示解説整備（福岡県）

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



ワイヤーによる支持



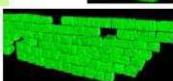
保存管理施設の設置

先端技術活用（新規）

土木構造物や近代の文化財等について3次元計測等の先端技術を活用することで適切な修理時期の把握を行うとともに、修理に必要な調査を事前に行う。



3D計測データを用いた
モデルイメージ



石材の3次元化とPC上での積み上げ検討

〈適切な周期〉
根本修理（解体、半解体修理）
：平均150年周期
維持修理（屋根葺替・塗装修理）
：平均30年周期
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



重要文化財 常称寺本堂ほか2棟
解体修理の様子（広島県）

国宝・重要文化財美術工芸品保存修理 抜本強化事業

令和4年度予算額（案） 1,031百万円
（前年度予算額 1,065百万円）



※令和3年度補正予算額194百万円＋令和4年度予算額（案）＝1,225百万円

事業概要

国宝・重要文化財（美術工芸品）について適切な周期の保存修理を行うことにより、文化財本来の価値を回復させるとともに、修理後の公開活用を通じ地域活性化や観光振興等につなげるなど、美術工芸品の保存・活用を図る。また、美術工芸品を災害や犯罪等から守るため、防災・防盜・防犯設備等の整備を支援する。（R3予算 保存修理:200件、防災設備:9件 → R4予算 保存修理:243件、防災設備:8件（R3補正を含む。））

◆修理事業の抜本的強化

美術工芸品の適切な周期での保存修理の実施

文化財の価値の向上（国民の文化資本の価値向上）
修理後の美術工芸品の公開活用が可能に

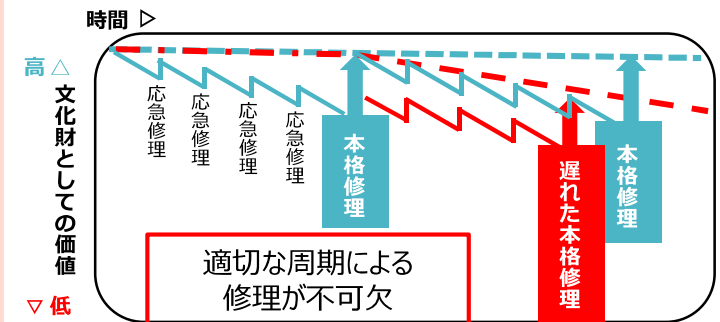
地域
活性化・
観光
振興

- 〈適切な修理周期（例）〉
- 本格修理（解体修理）
：平均約50年周期
 - 応急修理（剥落止め・表具替え）
：平均約10年周期

※文化財の特性等により異なる

計画的な文化財の保存活用へ

本格修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



◆公開活用に修理は不可欠

適切な時期に修理が施されないために、
公開ができない美術工芸品が多数存在。

↓
貴重な潜在的な文化資源の放置

修理を施さなかったために、文化財の
価値そのものが低下している事例も多い。

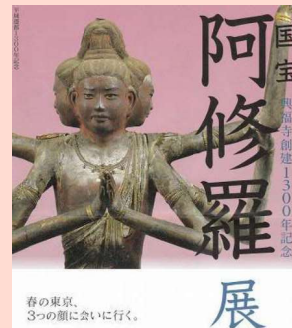
↓
文化資本の価値の低減＝国民の財産の喪失

適切な周期での保存修理により、
文化資産価値の回復と公開活用の
両立が可能に。

◆美術工芸品は観光客誘致に高い効果

著名な国宝・重要文化財（美術工芸品）は、
国内外からの関心も高く、多くの入館者を呼び込む
ことが可能。

【展覧会例】



国宝「阿修羅展」
入館者数のべ165万人



特別展 京の国宝
入館者数のべ4万人
（コロナ禍での入館者数制限
事前予約制で開催）

◆補助対象事業

①保存修理

一般：比較的小規模かつ短期間で実施するもの
（平均して2、3年程度）

特殊：大規模かつ長期にわたる修理で、同質の
資材を長期間安定的に確保する必要がある
もの（概ね5年以上）

②防災設備

- ・警報設備
- ・消火設備
- ・避雷設備
- ・防盜・防犯設備 等

③公開活用

- ・保存活用計画の策定

◆補助率

- ・原則50%
- ・補助事業者の財政状況等により最大85%

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

令和4年度予算額（案） 5,221百万円
（前年度予算額 5,624百万円）



※令和3年度補正予算額1,536百万円＋令和4年度予算額（案）＝ 6,758百万円

＜事業内容＞

歴史的に由緒ある史跡等について、損傷、老朽化に対し、適切な周期で整備（概ね30年周期）する。往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元、ガイダンス施設の設置を行うなど、来訪者目線での修復・復元等の一体的な整備を行うことで、「文化財で稼ぐ」ための魅力ある環境を創り出す。災害等により崩落した石を元の位置に戻すために、事前に測量図化を行うなど、3D計測を行う必要があるため先端技術活用事業を実施する。整備時にしか体験できない整備現場の公開や整備によって得られた知見についての現場説明会等を行うことで、わかりやすく歴史的価値の理解を図るために整備現場公開事業を実施する。（R3予算 事業件数 308件 → R4予算 事業件数 323件（R3補正を含む。））

保存・活用の一体的整備

- 保存と活用を一体的に実施することで、魅力ある環境を作り出す総合的な事業に対する優先的支援の実施

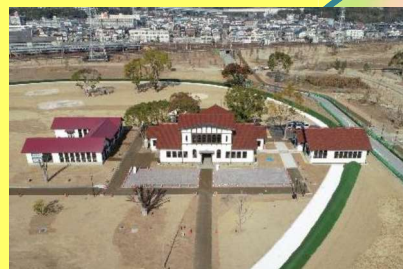
保存・修理整備

- ・適切な周期に則った保存整備



史跡及び名勝「三徳山」の庭園修景整備（鳥取県正善院）

魅力ある活用を図るための環境の整備
観光客を呼び込み長時間滞在を実現
文化財を通じた地域の活性化の達成



史跡「安満遺跡」のガイダンス施設整備（大阪府高槻市）

ガイダンス施設・案内板等の整備

- ・情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- ・多言語化により訪日外国人に対応



史跡「久留保官衙遺跡」の八脚門復元展示（三重県四日市市）

歴史的建造物の復元整備

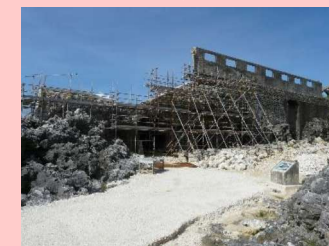
- ・地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- ・観光資源としての史跡等の価値向上

先端技術活用事業

- 石垣等の測量図化の事前実施
- 目視による確認と比較し、高精度での石の動きの観察



石垣等の崩落時における修理等の迅速化
石垣等の崩落危険性の早急な察知の実現



史跡「北大東島燐鉱山遺跡」の石積修理（沖縄県北大東村）

重要文化財等防災施設整備事業

令和4年度予算額（案） 1,763百万円
（前年度予算額 2,632百万円）

※令和3年度補正予算額6,415百万円＋令和4年度予算額（案）＝ 8,178百万円



【事業概要】世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和2年度～令和6年度)を踏まえ、文化財の保全と見学者の安全を確保する観点から、必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施。（補助率：最大85%） 事業実施予定数 257件（R3補正を含む）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）
- ・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財
- ・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観
- ・重要伝統的建造物群保存地区

災害から文化財を護る【防火施設・防災施設】

- ・我が国の文化財の多くは木造であるため**防火対策**は必須
- ・個別の**文化財特性**に応じた防火対策を実施
- ・老朽化した防火施設、毀損した防火施設の更新、再整備が必要
- ・その他盗難等から文化財を護るための防犯施設整備、耐火構造の保存活用施設整備を実施
- ・防火対策（世界遺産・国宝（建造物）、博物館等）及び耐震対策について「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度～令和7年度）で加速化して実施

【耐震対策】

- ・ **文化財価値の保護と利用者の安全確保**のために耐震対策は必須

◆耐震対策工事



「天守閣の木製格子壁による補強」



早期発見

- ・ **自動火災報知施設**を設置し迅速に初期消火へ



（光電分離式煙感知器）



（R型受信機）

初期消火

- ・初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等



（易操作性1号消火栓）

延焼防止

- ・近隣火災から護るための**ドレンチャー、放水銃**等



（放水銃）



「老朽化した消火栓の更新」



「耐久性、耐震性の高いポリエチレン管への更新」